

管理技術者の雇用関係に関する規定

1. 受注者は、管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。
 - (1) 発注者は、管理技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な管理技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象とする場合がある。
 - (2) なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。

2. 管理技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。

なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。証明書類の写しの提出は不要とするが、万一、写しを提出する際には、健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者等記号・番号、及びQRコード等にはマスキングを施さなければならない。

■雇用関係を確認するための書類

確認書類 \ 内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額のお知らせ・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

以上により、確認できない場合は、以下のうち、証明できる書類を提出すること

- (1) 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票
- (2) 登記事項証明書の役員名簿欄（監査役は除く）
- (3) 雇用保険被保険者証・資格取得等確認通知書
- (4) 労働基準法に基づく賃金台帳
- (5) 後期高齢者医療被保険者証
- (6) その他証明できるもの